

# 『地域の魅力ある商品の関係者が連携する輸出取組等を行いたい』

(令和7年度補正予算)

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち

## 加工食品輸出先国多角化等支援事業

加工食品の輸出拡大に向けて、複数の食品製造事業者等が参画した加工食品クラスターの輸出先国の多角化や既存の輸出先国における商流拡大に向けた取組を支援します。

### 対象となる方

加工食品の輸出拡大を目指す団体

(ただし、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和7年5月30日)に記載のある清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油、地域の特色ある食品を優先。)

### 支援内容

輸出先国の多角化や既存の輸出先国における商流拡大

加工食品の輸出拡大に向けて、複数の食品製造事業者等が連携して販路開拓を行い、輸出の商流を構築するための海外ニーズ調査・勉強会、テストマーケティング、展示会・商談会への参加、現地バイヤー、シェフ等へのPR等に係る費用。

#### ○補助率

定額(500万円を上限とする。)

#### ○要件

- ・輸出事業計画の認定(事業実施期間中)
- ・輸出商社や輸入商社、現地のディストリビューター等の輸出商流に必要な事業者と連携すること
- ・団体の構成員に3社以上の食品製造事業者が含まれており、輸出実績(間接輸出を含み本事業で取組を行う輸出先国であるかは問わない)のある食品製造事業者が1者以上含まれていること
- ・補助金交付額以上の輸出額の増加を目指すこと 等

### ご利用方法

#### ■ 事業スキーム



### 【 お問い合わせ先 】

大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課

電話: 03-6744-2068